

3 再処理工場の本格稼働により、青森県産品の販売実績が下がってしまった場合、その責任はどこにあり、どのように対処されるのですか。また、そのことによる生産者の減収に対して、どのような処置をとられるのでしょうか。

答1 原子燃料サイクル施設の保守、運営等に起因して農林水産物等の価格低下による損失、その他の経済的損失が生じた場合の損害補償については、当事者間（事業者と補償請求者）で解決することになっていますが、当事者間で解決することができないときは、補償請求する者は第三者機関の風評被害認定委員会に対し、その処理の申し立てをすることができます。

2 風評被害については、原子燃料サイクル事業に対する正確かつ迅速な情報提供等により、県民、国民の理解を促進することが、その発生の防止につながるものと考えています。原子燃料サイクル事業についての県民や国民の理解促進は、第一義的には国及び事業者の責任で行うべきと考えており、一層の取組を国、事業者に対し強く求めてきているところですが、県自らも、県民の目線に立ったわかりやすい広聴広報事業の充実強化に努めています。